

産業建設委員会

令和2年3月9日(月)
午前10時～ 時 分
全員協議会室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】近重副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、田中ふるさと寄附推進室長、
久佐農林振興課長(併農業委員会事務局長)、石原農林振興課副参事、
永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長、
川合開府400年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、寺戸建設整備課長、邊地籍調査課長、
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長

(金城支所) 吉永金城支所長、河内金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 岩田弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

【事務局】近重書記

議題

- 1 議案第6号 浜田市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 2 議案第11号 浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例について
- 3 議案第12号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 4 議案第13号 浜田市地域定住住宅条例の制定について
- 5 議案第15号 指定管理者の指定について(山陰浜田港公設市場)
- 6 議案第16号 工事請負契約の変更について
(浜田漁港7号荷さばき所建設に伴う建築主体工事の変更契約)
- 7 議案第17号 市道路線の廃止について(美川南31号線外)
- 8 議案第18号 市道路線の認定について(後野佐野線外)
- 9 陳情審査
(1) 陳情第149号 はまだ特産品センター(お魚センター)の土地建物の購入及び解散、
清算に係る一連の流れを疑問なく整理することを求める陳情について
- 10 所管事務調査
(1) 大手ホテル・ドラッグストアの出店状況について 【商工労働課】
(2) 市内の雇用情勢について 【商工労働課】
(3) 指定管理者変更後の状況について(きんたの里) 【金城支所産業建設課】
(4) 第三者照査の結果について(山陰浜田港公設市場整備工事) 【建築住宅課】

(裏面に続く)

11 執行部報告事項

- | | |
|---|---------|
| (1) 令和元年度 地域おこし協力隊の募集結果について（報告） | 【商工労働課】 |
| (2) 新型コロナウイルス対策に伴う浜田市等が主催する産業経済部関連のイベント等の状況について（報告） | 【商工労働課】 |
| (3) 日本ミクニヤ株式会社のサテライトオフィスの開設について（報告） | 【広島事務所】 |
| (4) 漁業別水揚げについて（報告） | 【水産振興課】 |
| (5) 浜田漁港水揚げ資料（2019 年報） | 【水産振興課】 |
| (6) 浜田漁港周辺エリア活性化計画の策定について（報告） | 【水産振興課】 |
| (7) 雇用促進住宅の譲渡について | 【建築住宅課】 |
| (8) その他 | |

12 その他

以上

令和2年3月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（令和●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とす る。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第12号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部改正	1ページ
浜田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正	8ページ
浜田市雇用促進住宅条例の一部改正	12ページ
浜田市集団移転住宅条例の一部改正	14ページ

浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件をいずれも具備する者でなければならない。ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第3項及び次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等 _____ _____ _____ _____ _____にあつては第3号及び第4号を具備する者でなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 市町村税を滞納していない者であること。 2～4 〔略〕 （入居者資格の特例） 第7条 〔略〕 2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項第1号から第4号まで（その者が老人等である場合にあっては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 （入居者の選考） 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕	（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件をいずれも具備する者でなければならない。ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第3項及び次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項第2号に規定する被災者等（同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号を具備する者でなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 〔削る〕 2～4 〔略〕 （入居者資格の特例） 第7条 〔略〕 2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号 _____（その者が老人等である場合にあっては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 （入居者の選考） 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦_____、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準以下の収入の低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(市営住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 市長は、特別な事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は第1項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収猶予をすることができる。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認めたときは、市長が定める減免基準により当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

(1) 入居世帯の収入が著しく減少したとき。

(2)～(4) [略]

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦**若しくは寡夫**、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準以下の収入の低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(市営住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の_____に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書を提出すること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

[削る]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認めたときは、市長が定める減免基準により当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

(1) 入居世帯の収入が著しく低額であるとき。

(2)～(4) [略]

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から**第11条第5項**の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 〔略〕

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。_____

4 〔略〕

(敷金)

第19条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、**未納の家賃**

_____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 〔略〕

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とす

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から**第11条第4項**の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 〔略〕

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。この場合において、当該家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 〔略〕

(敷金)

第19条 〔略〕

2 〔略〕

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

5 〔略〕

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とす

る。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。

2 〔略〕

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用
（入居者の保管義務等）

第23条 〔略〕

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原形に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

（収入超過者に対する家賃）

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間の毎月の家賃は、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。ただし、当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間とする。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

る。ただし、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等の軽微な修繕

に要する費用を除く。

2 〔略〕

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用
（入居者の保管義務等）

第23条 〔略〕

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

（収入超過者に対する家賃）

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間の毎月の家賃は、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。ただし、当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間とする。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3・4 〔略〕

(住宅の検査)

第41条 〔略〕

〔新設〕

2 入居者は、第28条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築しているときは、**前項**の検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に**き損した**とき。

(4)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより第1項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**年5分の割合**による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 〔略〕

(使用許可)

3・4 〔略〕

(住宅の検査)

第41条 〔略〕

2 入居者は前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに市営住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

3 入居者は、第28条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築しているときは、**第1項**の検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に**毀損した**とき。

(4)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより第1項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**法定利率**による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 〔略〕

(使用許可)

第48条 市長は、社会福祉法人その他厚生省令・建設省令

（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 〔略〕

（準用）

第51条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「**第11条第5項**」とあるのは「第49条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

（使用許可の取消し等）

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、駐車場の使用の許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(4)・(5) 〔略〕

2 〔略〕

（準用）

第67条 駐車場の管理については、第60条から前条までに定めるもの

第48条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 〔略〕

（準用）

第51条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「**第11条第4項**」とあるのは「第49条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

（使用許可の取消し等）

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、駐車場の使用の許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

(4)・(5) 〔略〕

2 〔略〕

（準用）

第67条 駐車場の管理については、第60条から前条までに定めるもの

のほか、第17条、第18条、第23条、第25条、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条第1項中「**第11条第5項**の入居可能日」とあるのは「第61条第2項の使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第65条第1項」と、同条第4項中「第41条」とあるのは「第67条において準用する第41条第1項」と、「立ち退いたとき」とあるのは「明け渡したとき」と、第23条中「市営住宅又は共同施設」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

のほか、第17条、第18条、第23条、第25条、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条第1項中「**第11条第4項**の入居可能日」とあるのは「第61条第2項の使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第65条第1項」と、同条第4項中「第41条」とあるのは「第67条において準用する第41条第1項」と、「立ち退いたとき」とあるのは「明け渡したとき」と、第23条中「市営住宅又は共同施設」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

現行	改正後（案）
（指定管理者が行う業務） 第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 <u>(1) 家賃、敷金及び駐車場の使用料の収納に関する業務</u> <u>(2)</u> 〔略〕 <u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理上、市長が必要と認める業務 （入居者の募集方法） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 前2項の規定による公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行うものとする。 (1) 〔略〕 (2) 特定公共賃貸住宅の所在地、戸数、<u>規模</u>及び構造 (3)・(4) 〔略〕 <u>(5) 入居の申込みの期間及び場所</u> <u>(6) 申込みに必要な書面の種類</u> <u>(7)</u> 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 4 〔略〕 （入居者の資格） 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であって、次の各号のい	（指定管理者が行う業務） 第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 〔削る〕 <u>(1)</u> 〔略〕 <u>(2) 前号</u>に掲げるもののほか、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理上、市長が必要と認める業務 （入居者の募集方法） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 前2項の規定による公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行うものとする。 (1) 〔略〕 (2) 特定公共賃貸住宅の所在地、戸数、<u>規格</u>及び構造 (3)・(4) 〔略〕 <u>(5) 申込方法</u> 〔削る〕 <u>(6)</u> 〔略〕 <u>(7) 入居の時期</u> <u>(8) その他市長が必要と認める事項</u> 4 〔略〕 （入居者の資格） 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であって、次の各号のい

ずれかに該当するものとする。

(1) 所得が施行規則第6条又は第7条第1号に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があるもので、かつ、**市内に住所を有するもの。**

(2)・(3) 〔略〕

（住宅入居の手続）

第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長の定める資格を有する**連帯保証人の**連署する請書を提出すること。**ただし、市長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。**

(2) 〔略〕

2～5 〔略〕

（入居の承継）

第13条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住を希望するときは、**承継の理由となるべき事実発生後20日以内に**市長の定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 〔略〕

（家賃の納付）

第15条 〔略〕

2 〔略〕

ずれかに該当するものとする。

(1) 所得が施行規則第6条又は第7条第1号に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があるもので、かつ、**入居後、当該特定公共賃貸住宅を生活の本拠とするもの**

(2)・(3) 〔略〕

（住宅入居の手続）

第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長の定める資格を有する**連帯保証人1人が**連署する請書を提出すること。_____

(2) 〔略〕

2～5 〔略〕

（入居の承継）

第13条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住を希望するときは、_____市長の定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 〔略〕

（家賃の納付）

第15条 〔略〕

2 〔略〕

3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合、又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は1箇月を30日として日割計算した額とする。

4 〔略〕
(入居者負担額の納付)

第19条 〔略〕

2 〔略〕

3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居し家賃を減額された場合、又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の入居者負担額は1箇月を30日として日割り計算した額とする。

4 〔略〕
(家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家賃又は入居者負担額（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者（同居親族を含む。以下この条において同じ。）の所得が著しく低額であるとき。

(2) 入居者が疾病にかかったとき。

(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第22条 〔略〕

3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合、又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算とする

。この場合において、当該家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 〔略〕
(入居者負担額の納付)

第19条 〔略〕

2 〔略〕

3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居し家賃を減額された場合、又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の入居者負担額は、日割計算とする。この場合において、当該家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 〔略〕
(家賃の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、災害その他特別の事情が発生した場合においては、当該家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認める者に対し、市長が別に定める基準により、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(敷金)

第22条 〔略〕

〔新設〕

2 前項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、家賃の未納その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 〔略〕
(修繕費用の負担)

第24条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、障子の張替、ふすま紙の張替等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 〔略〕
(住宅の検査及び原状回復)

第32条 〔略〕

2 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き当該特定公共賃貸住宅を前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状に回復しなければならない。

3 〔略〕

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

3 前項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 〔略〕
(修繕費用の負担)

第24条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等の軽微な修繕に要する費用を除く。

2 〔略〕
(住宅の検査及び原状回復)

第32条 〔略〕

2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに特定公共賃貸住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

3 〔略〕

現行	改正後（案）
（入居の資格） 第8条 雇用促進住宅に入居することができる者は、事務所若しくは事業所に勤務する者又は勤務することが予定されている者であって、次の各号に定める条件のいずれも具備するものでなければならない。ただし、市長と協議の上、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6) 市町村税を滞納していない者であること。</u> （敷金） 第19条 〔略〕 〔新設〕 <u>2</u> 前項に規定する敷金は、入居者が雇用促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃、未納の第21条第2項の共益費</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちから<u>これ</u>を控除した額を還付する。 <u>3</u> 〔略〕 （修繕費の負担） 第20条 雇用促進住宅、駐車場及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、<u>破損ガラスの取替え等</u>の軽微な修繕<u>及び給水栓、点滅器その他附帯設備の構造上重要でない部分の修繕</u>に要する費用を除く。	（入居の資格） 第8条 雇用促進住宅に入居することができる者は、事務所若しくは事業所に勤務する者又は勤務することが予定されている者であって、次の各号に定める条件のいずれも具備するものでなければならない。ただし、市長と協議の上、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(5) 〔略〕 〔削る〕 （敷金） 第19条 〔略〕 <u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> <u>3</u> 前項に規定する敷金は、入居者が雇用促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちから<u>これら</u>を控除した額を還付する。 <u>4</u> 〔略〕 （修繕費の負担） 第20条 雇用促進住宅、駐車場及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、<u>ふすま及び障子の張替え等</u>の軽微な修繕_____に要する費用を除く。

2 〔略〕
(住宅の検査)
第28条 〔略〕
〔新設〕

2 入居者は、前条の規定により雇用促進住宅を模様替えし、又は**増築している**ときは、前項の検査のときまでに 入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(駐車場敷金)

第35条 〔略〕
〔新設〕

2 前項に規定する駐車場敷金は、駐車場の利用者が駐車場を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の駐車料金 _____ 又は損害賠償金があるときは、駐車場敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 〔略〕

2 〔略〕
(住宅の検査)
第28条 〔略〕

2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに雇用促進住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

3 入居者は、前条の規定により雇用促進住宅を模様替えし、又は**増築した** _____ ときは、第1項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(駐車場敷金)

第35条 〔略〕

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、駐車場敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、駐車場敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 前項に規定する駐車場敷金は、駐車場の利用者が駐車場を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行 又は損害賠償金があるときは、駐車場敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 〔略〕

浜田市集団移転住宅条例（平成17年浜田市条例第250号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（指定管理者が行う業務） 第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 <u>(1)</u> 使用料の収納に関する業務 <u>(2)</u> 〔略〕 <u>(3)</u> 前2号に掲げるもののほか、住宅及び共同施設の管理上、市長が必要と認める業務	（指定管理者が行う業務） 第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 〔削る〕 <u>(1)</u> 〔略〕 <u>(2)</u> 前号に掲げるもののほか、住宅及び共同施設の管理上、市長が必要と認める業務

















